

[第3号議案]

3. 一般規則の改訂

一般規則の改訂案（改訂箇所抜粋）

現行の一般規則	改訂案	改訂理由
(入会) 第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、<u>理事会承認後、速やかに入会金2,000円および当該年度分の会費を納入しなければならない。</u> ただし、次の場合は入会金を免除することができる。 (1) 学生会員として入会する者 (2) ジュニア会員として入会する者 (3) 理事会が相互に入会金の免除協定を締結した次の他学会の正会員である者 電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会 (4) 特別な事情があると理事会が認めた者 2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。 3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。	(入会) 第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、<u>指定された期日までに速やかに入会金2,000円および当該年度分の会費を納入し、理事会承認を受けなければならない。</u> ただし、次の場合は入会金を免除することができる。 (1) 学生会員として入会する者 (2) ジュニア会員として入会する者 (3) 理事会が相互に入会金の免除協定を締結した次の他学会の正会員である者 電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会 (4) 特別な事情があると理事会が認めた者 2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。 3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。	⇒入会会費未納者が納入者と同等の会員サービスを受けるのを避ける為
(ジュニア会員) 第6条 ジュニア会員は、小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年生以下）の学校に在学する個人とする。会員資格の有効期間は、当該年度入会月から当該年度末までとする。会員資格の継続は本人への意思確認を行い、期日までに「継続」の意思表示連絡がないものについては、任意退会とする。	(ジュニア会員) 第6条 ジュニア会員は、小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年生以下）の学校に在学する個人とする。会員資格の有効期間は、当該年度入会月から当該年度末までとする。会員資格の継続は本人への意思確認を行い、期日までに「継続」の意思表示連絡がないもののうち、ジュニア会員の対象外となるものについては、任意退会とする。	⇒将来、学生会員、正会員にすまれる事が期待される為